

2018年6月4日

団体年金事業部

## 「コーポレートガバナンス・コード」の改訂および「投資家と企業の対話ガイドライン」の確定について

「コーポレートガバナンス・コード改訂案」及び「投資家と企業の対話ガイドライン（案）」について本年3月末からパブリック・コメント手続きに付されておりましたが、6月1日に決定・確定し公表されたのでお知らせします。

公表された改訂版コーポレートガバナンス・コードにおいては、パブリック・コメントに意見が複数寄せられたことを受け、第3章「考え方」において、「非財務情報」にいわゆるESG要素に関する情報が含まれることが明確化されました。

なお、改訂版コーポレートガバナンス・コードおよび投資家と企業の対話ガイドラインにおける「企業年金の資産オーナーに期待される機能の発揮」に関する箇所は、別紙1のとおりです。

（当該箇所については、2018年4月2日発行の「年金通信」（No.2018-6 第3号）でお知らせした内容からの変更はありません。）

また、パブリックコメント手続きで寄せられた意見への回答においては、以下のような点についても記載されております。

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の提言（本年3月）との関係（資産オーナーに関する記載の背景）	[コード] No. 273～281 [ガイドライン] No. 139～144
想定されている「企業年金」	[コード] No. 285～287 [ガイドライン] No. 145
利益相反が生じうる場面（例示）	[ガイドライン] No. 146
期待する機能の具体的内容（例示）	[ガイドライン] No. 147～148
人事面や運営面における取組（例示）	[コード] No. 288～289

\*表中、[コード] は（コーポレートガバナンス・コード改訂案に対する）「提出された意見とそれに対する考え方」、[ガイドライン] は「対話ガイドライン案に対するご意見の概要及びそれに対する回答」のそれぞれにおける該当番号を指しております。内容は次ページのリンク先をご参照ください。

コーポレートガバナンス・コード改訂に関連して、有価証券上場規程の一部改正が6月1日から施行され、上場会社は、改訂後のコードの内容を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する報告書を、準備が出来次第速やかに、かつ、遅くとも本年12月末日までに提出するものとされています（別紙2）。コードの改訂を踏まえたコーポレート・ガバナンス報告書の提出時期については、（コーポレートガバナンス・コード改訂案に対する）「提出された意見とそれに対する考え方」（No.20～24）もご参照ください。

## 【ご参考】

○コーポレートガバナンス・コード（改訂版）（東京証券取引所）

<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/nlsgeu0000031fnd-att/20180601.pdf>

○（コーポレートガバナンス・コード改訂案に対する）提出された意見とそれに対する考え方（東京証券取引所）

<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/nlsgeu0000031fnd-att/nlsgeu0000034w98.pdf>

○投資家と企業の対話ガイドライン（金融庁）

<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20180601/01.pdf>

○対話ガイドライン案に対するご意見の概要及びそれに対する回答（金融庁）

<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20180601/02.pdf>

○コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について

（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の提言）

<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20180326-1/01.pdf>

以上

《改訂版コーポレートガバナンス・コード》（抜粋）

【原則 2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

《投資家と企業の対話ガイドライン》（抜粋）

5-1. 自社の企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、母体企業として、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置（外部の専門家の採用も含む）などの人事面や運営面における取組みを行っているか<sup>5</sup>。また、そうした取組みの内容が分かりやすく開示・説明されているか。

（脚注）<sup>5</sup> 対話に当たっては、こうした取組みにより母体企業と企業年金の受益者との間に生じ得る利益相反が適切に管理されているかについても、留意が必要である。

## コーポレートガバナンス・コードの改訂に係る有価証券上場規程の一部改正について

2018年6月1日  
株式会社東京証券取引所

**I. 趣旨及び改正概要**

当社は、有価証券上場規程の一部改正を行い、本年6月1日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、金融庁及び当取引所が事務局をつとめる「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、企業と投資家との対話を通じ、コーポレートガバナンス改革をより実質的なものへと深化させていくため、コーポレートガバナンス・コード（以下「コード」という。）の改訂が提言されたことを踏まえ、当該提言に沿って改正を行うものです。

なお、パブリック・コメントにおいて、「ESGに関する対話が進む中、企業のESG要素に関する『情報開示』についてコードに盛り込むべき」との意見が複数寄せられたことを受け、本年3月30日公表の制度要綱で示したコード改訂案に加えて、コードの第3章「考え方」において、「非財務情報」にいわゆるESG要素に関する情報が含まれることを明確化することとします。

**II. 施行日**

本改正は、本年6月1日から施行します。

上場会社は、改訂後のコードの内容を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する報告書を、準備が出来次第速やかに、かつ、遅くとも本年12月末日までに提出するものとします。

以 上